

平成27年 第1回

# 士幌町議会定例会議案

平成27年3月6日

議案第1号	指定管理者の指定について
議案第2号	指定管理者の指定について
議案第3号	農業共済事業事務費賦課総額及び賦課単価を定めることについて
議案第4号	農業共済事業家畜共済危険段階共済掛金率等の変更について
議案第5号	平成27年度農業共済事業の損害防止実施に伴う特別積立金の取崩しについて
議案第6号	辺地総合整備計画の変更について
議案第7号	土地の取得について
議案第8号	平成26年度士幌町一般会計補正予算
議案第9号	平成26年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第10号	平成26年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算
議案第11号	平成26年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算
議案第12号	平成26年度士幌町公共下水道事業特別会計補正予算
議案第13号	平成26年度士幌町農業共済事業特別会計補正予算
議案第14号	平成26年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算
議案第15号	士幌町庁舎等耐震改修事業基金条例を廃止する条例案
議案第16号	士幌町立幼保連携型認定こども園条例案
議案第17号	士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例案
議案第18号	士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例案
議案第19号	士幌町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例案
議案第20号	士幌町公民館条例の全部を改正する条例案
議案第21号	士幌町総合研修センター設置条例の全部を改正する条例案
議案第22号	士幌町学校給食センター設置条例の全部を改正する条例案
議案第23号	士幌町教育支援委員会設置条例の全部を改正する条例案
議案第24号	士幌町食品加工研修センター設置条例の全部を改正する条例案
議案第25号	教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の全部を改正する条例案
議案第26号	教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第27号	士幌町屋内ゲートボール場の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例案
議案第28号	士幌町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第29号	士幌町環境改善センター設置条例等の一部を改正する条例案
議案第30号	士幌町開拓史料館「美濃の家」設置条例の一部を改正する条例案
議案第31号	士幌町高等学校寄宿舎設置条例の一部を改正する条例案
議案第32号	道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
議案第33号	士幌町介護保険条例の一部を改正する条例案
議案第34号	士幌町農業共済条例の一部を改正する条例案
議案第35号	士幌町学童保育所条例の一部を改正する条例案
議案第36号	士幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案
議案第37号	士幌町行政手続条例の一部を改正する条例案

議案第38号	士幌町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案
議案第39号	士幌町地域活動支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第40号	士幌町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例案
議案第41号	士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第42号	士幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第43号	教育委員会教育長の任命について
議案第44号	教育委員会委員の任命について
議案第45号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第46号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第47号	平成27年度士幌町一般会計予算
議案第48号	平成27年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算
議案第49号	平成27年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第50号	平成27年度士幌町介護保険事業特別会計予算
議案第51号	平成27年度士幌町介護サービス事業特別会計予算
議案第52号	平成27年度士幌町簡易水道事業特別会計予算
議案第53号	平成27年度士幌町公共下水道事業特別会計予算
議案第54号	平成27年度士幌町農業共済事業特別会計予算
議案第55号	平成27年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成27年3月6日

士幌町議会議長 加納 三司 様

士幌町長 小林 康雄

## 議案第 1 号

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 士幌町いきいきデイサービスセンター
- 2 指定管理者 河東郡士幌町字士幌西 2 線 169 番地 5  
社会福祉法人 士幌愛風会  
理事長 鈴木 洋一
- 3 指定の期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日

### 説 明

士幌町いきいきデイサービスセンターに係る指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

## 議案第 2 号

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称      下居辺交流施設  
                     士幌町農民健康増進施設
  
- 2 指定管理者      河東郡士幌町字下居辺西 2 線 134 番地  
                     株式会社 ベリオーレ  
                     代表取締役 山中 峰義
  
- 3 指定の期間      平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日

### 説 明

下居辺交流施設（しほろ温泉プラザ緑風）及び士幌町農民健康増進施設（しほろ温泉プラザ緑風別館）に係る指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものである。

## 議案第 3 号

### 農業共済事業事務費賦課総額及び賦課単価を定めることについて

平成 27 年度における農業共済事業事務費賦課総額及び賦課単価を定めるため、士幌町農業共済条例第 5 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

1 賦課総額 60,416 千円

2 賦課単価

(1) 麦共済割

加入面積 10 a 当たり 420 円

(2) 家畜共済割

① 乳牛の雌等及び肉用牛等

加入頭数 1 頭につき 1,500 円とする。ただし、101 頭以上の加入者は 101 頭目から 1 頭につき 1,000 円、201 頭目からは 1 頭につき 600 円、1,001 頭目からは 1 頭につき 500 円とする。なお、胎児は賦課しないこととする。

② 肉豚 加入頭数 1 頭につき 100 円とする。

③ 種豚 加入頭数 1 頭につき 700 円とする。

④ その他の家畜 加入頭数 1 頭につき 3,000 円とする。

⑤ 年度中間の引受（短期加入）に係る賦課金は月数割とする。ただし、追加引受に係る①の頭数区分は追加引受の単位とする。

⑥ 事故除外選択対象畜についても上記基準と同様とする。

(3) 畑作物共済割

① ばれいしょ 1 類 加入面積 10 a 当たり 170 円

② ばれいしょ 2 類 加入面積 10 a 当たり 170 円

③ ばれいしょ 3 類 加入面積 10 a 当たり 220 円

④ ばれいしょ 4 類 加入面積 10 a 当たり 220 円

⑤ 大豆 加入面積 10 a 当たり 170 円

⑥ 小豆 加入面積 10 a 当たり 240 円

⑦ いんげん 加入面積 10 a 当たり 170 円

⑧ てん菜 加入面積 10 a 当たり 90 円

⑨ スイートコーン 加入面積 10 a 当たり 70 円

⑩ たまねぎ 加入面積 10 a 当たり 440 円

⑪ そば 加入面積 10 a 当たり 70 円

⑫ かぼちゃ 加入面積 10 a 当たり 70 円

## 説 明

士幌町農業共済条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

## 議案第4号

### 農業共済事業家畜共済危険段階共済掛金率等の変更について

士幌町農業共済条例第62条第2項の規定による乳用成牛及び肥育用成牛に関する危険段階共済掛金率等を別紙のとおり変更するとともに、段階ごとの見込共済金額、段階ごとの平均被害率の範囲、段階ごとの平均被害率の平均及び段階ごとの危険指数を別紙のとおりとする。

## 説 明

乳用成牛及び肥育用成牛の危険段階共済掛金率等を別紙のとおり変更するものである。

## 危険段階共済掛金標準率等設定表（家畜共済）

共済目的の種類 乳用成牛

事故除外区分 0事故除外しない

設定方式	1	
組合等	番号	105
	名称	士幌町
料率地域名		
集落別死廃・病傷 危険段階区分	—	

危険段階 区 分	危険段階共済掛金標準率等									
	甲					乙		丙		
	死 廃	%	病 傷	計	危険段階	%	%			
危険段階	危険段階		(死廃 病傷)							
01	01	8.410	01	2.932	11.342	01	4.800	0.001	0.001	0.000
02	01	8.410	02	1.909	10.319	02	3.126	0.001	0.001	0.000
03	01	8.410	03	1.057	9.467	03	1.731	0.001	0.001	0.000
04	01	8.410	04	1.967	10.377	04	3.221	0.001	0.001	0.000
05	02	7.929	01	2.932	10.861	01	4.800	0.001	0.001	0.000
06	02	7.929	02	1.909	9.838	02	3.126	0.001	0.001	0.000
07	02	7.929	03	1.057	8.986	03	1.731	0.001	0.001	0.000
08	02	7.929	04	1.967	9.896	04	3.221	0.001	0.001	0.000
09	03	7.714	01	2.932	10.646	01	4.800	0.001	0.001	0.000
10	03	7.714	02	1.909	9.623	02	3.126	0.001	0.001	0.000
11	03	7.714	03	1.057	8.771	03	1.731	0.001	0.001	0.000
12	03	7.714	04	1.967	9.681	04	3.221	0.001	0.001	0.000
13	04	7.066	01	2.932	9.998	01	4.800	0.001	0.001	0.000
14	04	7.066	02	1.909	8.975	02	3.126	0.001	0.001	0.000
15	04	7.066	03	1.057	8.123	03	1.731	0.001	0.001	0.000
16	04	7.066	04	1.967	9.033	04	3.221	0.001	0.001	0.000
17	05	5.796	01	2.932	8.728	01	4.800	0.001	0.001	0.000
18	05	5.796	02	1.909	7.705	02	3.126	0.001	0.001	0.000
19	05	5.796	03	1.057	6.853	03	1.731	0.001	0.001	0.000
20	05	5.796	04	1.967	7.763	04	3.221	0.001	0.001	0.000
21	06	5.078	01	2.932	8.010	01	4.800	0.001	0.001	0.000
22	06	5.078	02	1.909	6.987	02	3.126	0.001	0.001	0.000
23	06	5.078	03	1.057	6.135	03	1.731	0.001	0.001	0.000
24	06	5.078	04	1.967	7.045	04	3.221	0.001	0.001	0.000
25	07	4.338	01	2.932	7.270	01	4.800	0.001	0.001	0.000
26	07	4.338	02	1.909	6.247	02	3.126	0.001	0.001	0.000
27	07	4.338	03	1.057	5.395	03	1.731	0.001	0.001	0.000
28	07	4.338	04	1.967	6.305	04	3.221	0.001	0.001	0.000
29	08	3.653	01	2.932	6.585	01	4.800	0.001	0.001	0.000
30	08	3.653	02	1.909	5.562	02	3.126	0.001	0.001	0.000
31	08	3.653	03	1.057	4.710	03	1.731	0.001	0.001	0.000
32	08	3.653	04	1.967	5.620	04	3.221	0.001	0.001	0.000
33	09	1.604	01	2.932	4.536	01	4.800	0.001	0.001	0.000
34	09	1.604	02	1.909	3.513	02	3.126	0.001	0.001	0.000
35	09	1.604	03	1.057	2.661	03	1.731	0.001	0.001	0.000
36	09	1.604	04	1.967	3.571	04	3.221	0.001	0.001	0.000
37	10	6.473	01	2.932	9.405	01	4.800	0.001	0.001	0.000
38	10	6.473	02	1.909	8.382	02	3.126	0.001	0.001	0.000
39	10	6.473	03	1.057	7.530	03	1.731	0.001	0.001	0.000
40	10	6.473	04	1.967	8.440	04	3.221	0.001	0.001	0.000



# 死廃・病傷危険段階共済掛金標準率等計算表（家畜共済）

設定方式	1	
組合等	番号	105
	名称	士幌町
料率地域名		
集落別死廃・病傷危険段階区分	—	

共済目的の種類 乳用成牛 | 共済事故 死廃

(P) 6.473 %							
(集落別)死廃危険段階区分(i)	被害率の範囲 %	見込共済金額 (Ai) 円	危険指数 (ki)	(Ai) × (ki) 円	死廃危険段階共済掛金標準率等 (Pi)=t × (ki)	(Ai) × (Pi) 円	(C)/(A) %
01	8.243 ~ 999.999	547,913,000	5.244	2,873,255,772.0	8.410	46,079,483.3	
02	8.105 ~ 8.242	97,464,000	4.944	481,862,016.0	7.929	7,727,920.6	
03	7.582 ~ 8.104	157,643,000	4.810	758,262,830.0	7.714	12,160,581.0	
04	6.769 ~ 7.581	229,041,000	4.406	1,009,154,646.0	7.066	16,184,037.1	
05	5.723 ~ 6.768	463,219,000	3.614	1,674,073,466.0	5.796	26,848,173.2	
06	4.703 ~ 5.722	194,196,000	3.166	614,824,536.0	5.078	9,861,272.9	
07	4.436 ~ 4.702	186,444,000	2.705	504,331,020.0	4.338	8,087,940.7	
08	3.073 ~ 4.435	105,670,000	2.278	240,716,260.0	3.653	3,860,125.1	
09	0.000 ~ 3.072	52,288,000	1.000	52,288,000.0	1.604	838,699.5	
計(平均)		(A) 2,033,878,000		(B) 8,208,768,546.0		(C) 131,648,233.4	6.473
$t = \frac{P \times \sum Ai}{\sum (Ai \times ki)} = \frac{(P) \times (A)}{(B)} = \frac{6.473 \times 2,033,878,000}{8,208,768,546.0} = 1.6038$							

(注) Pは、共済掛金標準率甲のうち死廃部分の率若しくは共済掛金標準率甲のうち病傷部分の率及び共済掛金標準率乙又は当該危険段階区分に設定された危険段階共済掛金標準率甲のうち死廃部分の率若しくは当該危険段階区分に設定された危険段階共済掛金標準率甲のうち病傷部分の率及び当該危険段階区分に設定された危険段階共済掛金標準率乙

## 死廃・病傷危険段階整理表（家畜共済）

設定方式		1
組合等	番号	105
	名称	士幌町
料率地域名		
集落別死廃・病傷危険段階区分		—

共済目的の種類 | 乳用成牛 | 共済事故 | 死廃

(集落別) 死廃危険段階区分	組合員等数 (集落数) (上段：加入見込頭数)	組合員等別 (集落別) 死廃危険段階被害率の平均(di)	被害率の範囲	前年度経過共済金額 (前年度経過病傷給付対象共済金額)	見込共済金額 (Ai)
01	2,550 頭 15 人	% 8.601	8.243 ~ 9.861 % ( 8.243 ~ 999.999 )	円 498,543,401	円 547,913,000
02	420 頭 2 人	% 8.109	8.105 ~ 8.120 % ( 8.105 ~ 8.242 )	円 97,158,584	円 97,464,000
03	876 頭 5 人	% 7.889	7.582 ~ 8.064 % ( 7.582 ~ 8.104 )	円 168,997,589	円 157,643,000
04	1,518 頭 9 人	% 7.226	6.769 ~ 7.566 % ( 6.769 ~ 7.581 )	円 221,028,976	円 229,041,000
05	2,287 頭 10 人	% 5.927	5.723 ~ 6.638 % ( 5.723 ~ 6.768 )	円 389,649,720	円 463,219,000
06	1,186 頭 9 人	% 5.193	4.703 ~ 5.654 % ( 4.703 ~ 5.722 )	円 183,993,385	円 194,196,000
07	1,420 頭 2 人	% 4.436	4.436 ~ 4.583 % ( 4.436 ~ 4.702 )	円 185,405,267	円 186,444,000
08	560 頭 6 人	% 3.736	3.073 ~ 4.282 % ( 3.073 ~ 4.435 )	円 97,675,519	円 105,670,000
09	312 頭 7 人	% 1.640	0.000 ~ 2.762 % ( 0.000 ~ 3.072 )	円 68,277,155	円 52,288,000
計(平均)	11,129 頭 65 人	% 6.619	%	円 1,910,729,596	円 2,033,878,000

## 死廃・病傷危険段階共済掛金標準率等計算表（家畜共済）

設定方式	1	
組合等	番号	105
	名称	土幌町
料率地域名		
集落別死廃・病傷危険段階区分		—

共済目的の種類	乳用成牛	共済事故	病傷
---------	------	------	----

(P) 5.188 %							
(集落別) 病傷危険段階区分(i)	被害率の範囲 %	見込共済金額 (Ai) 円	危険指数 (ki)	(Ai) × (ki) 円	病傷危険段階共済掛金標準率等 (Pi)=t × (ki)	(Ai) × (Pi) 円	(C)/(A) %
01	7.507 ~ 999.999	493,332,000	2.773	1,368,009,636.0	7.732	38,144,430.2	
02	3.973 ~ 7.506	1,544,665,000	1.806	2,789,664,990.0	5.035	77,773,882.8	
03	0.000 ~ 3.972	424,676,000	1.000	424,676,000.0	2.788	11,839,966.9	
計(平均)		(A) 2,462,673,000		(B) 4,582,350,626.0		(C) 127,758,279.9	5.188
$t = \frac{P \times \sum Ai}{\sum (Ai \times ki)} = \frac{(P) \times (A)}{(B)} = \frac{5.188 \times 2,462,673,000}{4,582,350,626.0} = 2.7882$							

(注) Pは、共済掛金標準率甲のうち死廃部分の率若しくは共済掛金標準率甲のうち病傷部分の率及び共済掛金標準率乙又は当該危険段階区分に設定された危険段階共済掛金標準率甲のうち死廃部分の率若しくは当該危険段階区分に設定された危険段階共済掛金標準率甲のうち病傷部分の率及び当該危険段階区分に設定された危険段階共済掛金標準率乙

## 死産・病傷危険段階整理表（家畜共済）

設定方式		1
組合等	番号	105
	名称	士幌町
料率地域名		
集落別死産・病傷危険段階区分		—

共済目的の種類 乳用成牛      共済事故 病傷

(集落別) 病傷危険段階区分	組合員等数 (集落数) (上段：加入見込頭数)	組合員等別 (集落別) 病傷危険段階被害率の平均(di)	被害率の範囲	前年度経過共済金額 (前年度経過病傷給付対象共済金額)	見込共済金額 (Ai)
01	3,051 頭 21 人	% 8.212	7.507 ~ 9.737 % ( 7.507 ~ 999.999 )	円 473,288,566	円 493,332,000
02	9,281 頭 43 人	% 5.347	3.973 ~ 7.445 % ( 3.973 ~ 7.506 )	円 1,426,151,180	円 1,544,665,000
03	2,174 頭 16 人	% 2.961	0.000 ~ 3.955 % ( 0.000 ~ 3.972 )	円 409,655,190	円 424,676,000
計(平均)	14,506 頭 80 人	% 5.509	%	円 2,309,094,936	円 2,462,673,000

## 危険段階共済掛金標準率等設定表（家畜共済）

共済目的の種類 肥育用成牛

事故除外区分 0事故除外しない

設定方式	1	
組合等	番号	105
	名称	土幌町
料率地域名		
集落別死廃・病傷 危険段階区分	—	

危険段階 区 分	危険段階共済掛金標準率等									
	甲					乙		丙		
	死 廃		病 傷		計	危険段階		%		
	危険段階	%	危険段階	%		危険段階	%	（死廃 病傷）		
01	01	3.807	01	0.023	3.830	01	0.108	0.001	0.001	0.000
02	02	3.453	01	0.023	3.476	01	0.108	0.001	0.001	0.000
03	03	2.974	01	0.023	2.997	01	0.108	0.001	0.001	0.000
04	04	2.354	01	0.023	2.377	01	0.108	0.001	0.001	0.000
05	05	1.351	01	0.023	1.374	01	0.108	0.001	0.001	0.000
06	06	2.632	01	0.023	2.655	01	0.108	0.001	0.001	0.000

# 死廃・病傷危険段階共済掛金標準率等計算表（家畜共済）

設定方式	1	
組合等	番号	105
	名称	土幌町
料率地域名		
集落別死廃・病傷危険段階区分	—	

共済目的の種類 肥育用成牛 共済事故 死廃

(P) 2.632 %							
(集落別)死廃危険段階区分(i)	被害率の範囲 %	見込共済金額 (Ai) 円	危険指数 (ki)	(Ai) × (ki) 円	死廃危険段階共済掛金標準率等 (Pi)=t × (ki)	(Ai) × (Pi) 円	(C)/(A) %
01	3.395 ~ 999.999	58,587,000	2.819	165,156,753.0	3.807	2,230,407.1	
02	2.967 ~ 3.394	405,695,000	2.557	1,037,362,115.0	3.453	14,008,648.4	
03	2.414 ~ 2.966	2,265,787,000	2.202	4,989,262,974.0	2.974	67,384,505.4	
04	1.842 ~ 2.413	1,970,119,000	1.743	3,433,917,417.0	2.354	46,376,601.3	
05	0.000 ~ 1.841	491,568,000	1.000	491,568,000.0	1.351	6,641,083.7	
計(平均)		(A) 5,191,756,000		(B) 10,117,267,259.0		(C) 136,641,245.9	2.632
$t = \frac{P \times \sum Ai}{\sum (Ai \times ki)} = \frac{(P) \times (A)}{(B)} = \frac{2.632 \times 5,191,756,000}{10,117,267,259.0} = 1.3506$							

(注) Pは、共済掛金標準率甲のうち死廃部分の率若しくは共済掛金標準率甲のうち病傷部分の率及び共済掛金標準率乙又は当該危険段階区分に設定された危険段階共済掛金標準率甲のうち死廃部分の率若しくは当該危険段階区分に設定された危険段階共済掛金標準率甲のうち病傷部分の率及び当該危険段階区分に設定された危険段階共済掛金標準率乙

## 死廃・病傷危険段階整理表（家畜共済）

設定方式		1
組合等	番号	105
	名称	士幌町
料率地域名		
集落別死廃・病傷危険段階区分		—

共済目的の種類 肥育用成牛 共済事故 死廃

(集落別) 死廃危険段階区分	組合員等数 (集落数) (上段：加入見込頭数)	組合員等別 (集落別) 死廃危険段階被害率の平均(di)	被害率の範囲	前年度経過共済金額 (前年度経過病傷給付対象共済金額)	見込共済金額 (Ai)
01	772 頭 1 人	% 3.395	3.395 ~ 3.395 % ( 3.395 ~ 999.999 )	円 28,962,250	円 58,587,000
02	3,022 頭 4 人	% 3.080	2.967 ~ 3.288 % ( 2.967 ~ 3.394 )	円 319,144,365	円 405,695,000
03	11,507 頭 5 人	% 2.652	2.414 ~ 2.811 % ( 2.414 ~ 2.966 )	円 1,800,048,375	円 2,265,787,000
04	13,646 頭 7 人	% 2.099	1.842 ~ 2.412 % ( 1.842 ~ 2.413 )	円 1,718,149,950	円 1,970,119,000
05	3,600 頭 14 人	% 1.204	0.000 ~ 1.776 % ( 0.000 ~ 1.841 )	円 405,103,118	円 491,568,000
計(平均)	32,547 頭 31 人	% 2.347	%	円 4,271,408,058	円 5,191,756,000

## 議案第 5 号

平成 27 年度農業共済事業の損害防止実施に伴う特別積立金の取崩しについて

農業共済事業の損害防止実施に伴い、士幌町農業共済条例第 155 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり特別積立金を取崩すものとする。

### 家畜共済勘定

区分	平成 26 年度 特別積立金現在高	平成 27 年度 取崩し予定額	取崩し金額の用途
家畜	138,078,340 円	3,600,000 円	一般損害防止事業

### 説 明

士幌町農業共済条例第 155 条第 5 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。



## 議案第 6 号

### 辺地総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定により、下居辺辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

### 説 明

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

# 総合整備計画書

北海道河東郡士幌町 下居辺地  
(辺地の人口 197人 面積51.0 km<sup>2</sup>)

## 1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 河東郡士幌町字士幌の一部・字下居辺
- (2) 地域の中心の位置 河東郡士幌町字下居辺西2線134番地45
- (3) 辺地度数 121点

## 2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- (1) 産業の振興道路 ~ この地区は、東に丘陵と居辺川の河岸段丘地帯の地形となっており、天然林と人工林が混在している。林道の未整備区域では、伐採期を迎えた森林などがあり、効率的な間伐、育林に支障をきたしており、又自然災害などにも対応する為に必要である。
- (2) 道路 ~ 大規模農業経営が行われている区域の道路であるため、農畜産物の搬入出路の改善策として改良舗装及び急勾配の修正を行い交通の安全を確保するとともに、地域における重要な道路であるため防災・震災に強い道づくりを行う。  
また、今後、急速に増大する老朽化橋梁を計画的、効率的に保全するため平成25年11月に「士幌町橋梁長寿命化計画」を策定し、計画に基づき橋梁の適切な補修を行うことにより、橋梁の長寿命化とコストの縮減を図り、将来に渡り安全・安心な道路網を確保するものである。

## 3. 公共的施設の整備計画 平成25年度から平成29年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
産業の振興道路 (道管森林管理道ワッカ美加登線開設事業)	北海道	329,000	246,750	82,250	82,200
道路 (朝陽5号線 ほか2事業)	士幌町	(418,000) 324,000	(56,400) 0	(361,600) 324,000	(329,200) 291,600
合 計		(747,000) 653,000	(303,150) 246,750	(443,850) 406,250	(411,400) 373,800

## 議案第7号

### 土地の取得について

次のとおり土地を取得する。

#### 1 土地の所在・地目・地積

番号	所 在	地目	地積 (㎡)
1	河東郡士幌町字士幌西2線134番1	畑	16,634.00
2	河東郡士幌町字士幌西2線134番5	畑	767.00
3	河東郡士幌町字士幌西2線134番13	畑	15.00
4	河東郡士幌町字士幌西2線134番15	畑	729.00
5	河東郡士幌町字士幌西2線134番27	畑	184.00
合 計			18,329.00

- 2 取得価格 40,323,800円  
3 取得目的 公共事業用用地として  
4 取得方法 随意契約  
5 契約の相手方 住所 河東郡士幌町字中士幌西2線124番地  
氏名 矢野一雄

#### 説 明

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、土地の取得に関し議決を得ようとするものである。

## 議案第 15 号

士幌町庁舎等耐震改修事業基金条例を廃止する条例案

士幌町庁舎等耐震改修事業基金条例を廃止する条例

士幌町庁舎等耐震改修事業基金条例（平成26年条例第1号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 説 明

地域の元気臨時交付金の交付を受けて本基金を設置したが、全額充当し終えるので、条例を廃止するものである。

## 議案第 16 号

### 士幌町立幼保連携型認定こども園条例案

#### 士幌町立幼保連携型認定こども園条例

##### (設置)

第 1 条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)の規定に基づき、子ども(認定こども園法第 2 条第 1 項に規定する子どもをいう。以下同じ。)に対する教育及び保育(それぞれ同条第 8 項に規定する教育及び同条第 9 項に規定する保育をいう。以下同じ。)並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、同条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園として、士幌町立幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)を設置する。

##### (名称、位置及び定員)

第 2 条 幼保連携型認定こども園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。

- (1) 名称 士幌町認定こども園
- (2) 位置 士幌町字士幌西 1 線 172 番地
- (3) 定員 160 人

##### (実施事業)

第 3 条 幼保連携型認定こども園においては、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 子どもに対する教育及び保育(子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 20 条第 3 項の保育必要量(同条第 1 項の認定がなされていない子どもにあっては、これに相当するものとして町長が定める保育の量とする。)の範囲内のものに限る。)
- (2) 早朝・延長保育事業
- (3) その他認定こども園法第 2 条第 12 項に規定する子育て支援事業のうち、町長が必要と認める事業

##### (職員)

第 4 条 幼保連携型認定こども園に園長及び保育教諭を置くほか、その他必要な職員を置くことができる。

##### (入園資格)

第 5 条 幼保連携型認定こども園に入園し、第 3 条第 1 号の教育又は保育を受けることのできる資格を有する者は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第19条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当

する子ども

(2) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども

(3) 子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども

(入園手続)

第6条 前条に定める資格（以下「入園資格」という。）を有する子どもの保護者は、当該子どもの幼保連携型認定こども園への入園を希望するときは、当該子どもが同条各号のいずれに該当するかの別、その他規則で定める事項を示して、町長に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第5項又は第6項の規定により町長が入園させる場合については、この限りでない。

2 前項の規定による申込み及びこれに対する承認その他の幼保連携型認定こども園への入園の手続については、規則で定める。

(入園の承認の取消し)

第7条 町長は、幼保連携型認定こども園に入園している子どもが次の各号のいずれかに該当する場合は、入園の承認を取り消すことができる。

(1) 入園資格を有しなくなったとき。

(2) 正当な理由がなく長期間にわたって第3条第1号の教育又は保育を受けた実績がないとき。

(3) 偽りその他不正の手段により入園の承認を受けたとき。

(4) その他当該子どもに第3条第1号の教育又は保育を提供することが困難であると認められる事情として規則で定める事情が生じたとき。

(開園時間及び休園日等)

第8条 幼保連携型認定こども園の開園時間及び休園日（第3条第1号の教育及び保育の提供を行わない日をいう。以下同じ。）は、次のとおりとする。ただし、町長が必要があると認めるときは、臨時に開園時間を変更し、休園日を変更し、又は臨時に休園日を定めることができる。

(1) 開園時間 午前7時30分から午後6時30分まで

(2) 休園日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休

日、12月31日から翌年の1月5日まで

2 第3条第1号の教育の提供は、休園日のほか、次に掲げる日においても、行わない。

- (1) 土曜日
- (2) 夏季休業日
- (3) 冬季休業日
- (4) 春季休業日

3 前項第2号から第4号までの休業日の期間は、規則で定める。

(保育料)

第9条 幼保連携型認定こども園に入園している子ども(児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定により町長が入園させた子どもを除く。)の保護者は、規則で定めるところにより保育料を納付しなければならない。

2 前項の保育料の額は、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に教育又は保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に教育又は保育に要した費用の額)とする。

(早朝・延長保育事業)

第10条 第3条第2号の早朝・延長保育事業は、休園日を除き、幼保連携型認定こども園に入園している子どもであって第5条第1号に該当するものが、やむを得ない理由により第3条第1号の教育の提供を受ける時間以外の時間に保育を受ける必要がある場合に、当該保育を行う事業とする。

2 その監護する子どもについて、早朝・延長保育事業の利用を希望する保護者は、規則で定めるところにより、町長に申込み、その承認を受けなければならない。

3 早朝・延長保育事業を利用する子どもの保護者は、規則で定めるところにより、利用1時間につき200円の早朝・延長保育料を納付しなければならない。

4 前2項に定めるもののほか、早朝・延長保育事業の利用に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。

(準備行為)

2 土幌町立幼保連携型認定こども園に係る園児募集等の手続に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(士幌町認定こども園条例の廃止)

- 3 士幌町認定こども園条例（平成 19 年条例第 23 号）は、廃止する。

(士幌町認定こども園条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の日前に士幌町認定こども園において受けた教育及び保育に係る前項の規定による廃止前の士幌町認定こども園条例の規定による保育料及び早朝・延長保育料については、なお従前の例による。

(士幌町立保育所条例の廃止)

- 5 士幌町立保育所条例（昭和 34 年条例第 7 号）は、廃止する。

(士幌町立幼稚園保育料徴収条例の廃止)

- 6 士幌町立幼稚園保育料徴収条例（昭和 48 年条例第 35 号）は、廃止する。

(士幌町立学校設置条例の一部改正)

- 7 士幌町立学校設置条例（昭和 48 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、幼稚園、」を削る。

第 2 条を削る。

第 3 条中「別表第 2」を「別表第 1」に改め、同条を第 2 条とする。

第 4 条中「別表第 3」を「別表第 2」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条中「別表第 4」を「別表第 3」に改め、同条を第 4 条とする。

別表第 1 を削り、別表第 2 を別表第 1 とし、別表第 3 を別表第 2 とし、別表第 4 を別表第 3 とする。

(報酬に関する条例の一部改正)

- 8 報酬に関する条例（昭和 31 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表認定こども園長（幼稚園長兼ねる）及び障害児保育実施判定委員会委員の項を削る。

(士幌町課設置条例の一部改正)

- 9 士幌町課設置条例（平成 15 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「認定こども園」を「幼保連携型認定こども園」に改める。

## 説 明

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の改正により、幼保連携型認定こども園を設置するため、条例を制定するものである。



## 議案第17号

### 士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例案

### 士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項の規定による保育費用の支払を含む。別表備考1において同じ。）に係る支給認定保護者又は扶養義務者（以下「利用者」という。）が負担すべき費用（以下「利用者負担」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

#### (利用者負担の額)

第3条 利用者負担の額は、次に掲げる額とし、別表のとおりとする。

- (1) 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号又は第30条第2項第1号から第3号まで（法附則第9条第1項の規定の適用があるときは、同項第1号イ、第2号イ(1)若しくはロ(1)又は第3号イ(1)）に規定する政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して町が定める額
- (2) 法附則第6条第4項の規定により保育費用を利用者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る支給認定子どもの年齢等に応じて町が定める額

#### (利用者負担の徴収)

第4条 町長は、支給認定子どもに対して教育・保育を行ったときは、当該支給認定子どもに係る利用者から前条第1号の額を徴収するものとする。

- 2 町長は、支給認定子どもに対して法附則第6条第1項の規定により町が支払う保育費用に係る保育を特定保育所が行ったときは、当該支給認定子どもに係る利用者から前条第2号の額を徴収するものとする。

#### (利用者負担の額の決定等)

第5条 町長は、利用者負担の額を決定し、又は変更したときは、その旨を利用者及びその利用に係る特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に通知するものとする。

#### (利用者負担の減免)

第6条 町長は、利用者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用者負担を減額し、又は免除することができる。

- (1) 震災、風水害、火災その他の災害を受けたとき。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、やむを得ない事情により利用者負担を支払うことが著しく困難であると町長が認めるとき。
- 2 前項の規定による利用者負担の減額又は免除を受けようとする者は、別に定めるところにより、町長に申請しなければならない。

#### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則 (施行期日)

- 1 この条例は、法の施行の日から施行する。  
(準備行為)
- 2 第5条の規定による利用者負担の額の決定及び変更、その旨の通知その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第3条関係）

- 1 特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担の額

各月初日において教育又は保育を受ける子どもの属する階層区分		利用者負担の月額（単位 円）
階層区分	定義	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	1,000 (500) <0>
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税される世帯	6,000 (3,000) <0>
D	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、所得割課税額のある世帯	10,000 (5,000) <0>

備考

<ol style="list-style-type: none"> <li>1 この表における子どもの年齢計算については、子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日として行うものとし、その年齢は、当該年度中に限り変更しないものとする。</li> <li>2 子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる利用者負担額とする。               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「母子世帯等」…女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準じる父子の世帯</li> <li>② 「在宅障害児(者)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯                   <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 身体障害者手帳の交付を受けた者</li> <li>イ 療育手帳の交付を受けた者</li> <li>ウ 特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者</li> </ol> </li> <li>③ 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、町長が認めた世帯</li> </ol> </li> </ol>	
階層区分	利用者負担の月額（単位 円）
B階層	0
<ol style="list-style-type: none"> <li>3 同一世帯において満3歳から小学校3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、特定教育・保育施設又は特定地域型保育等を受けたときにおいて、次表の第1欄に掲げる子どもは、第2欄により計算して得た額をその子どもの利用者負担額とする。</li> </ol>	

第1欄	第2欄
ア 年長者(該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	利用者負担の月額に定める額
イ ア以外の子どものうち、年長者(該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	利用者負担の月額に定める額の( )内の額
ウ 上記以外の子ども	利用者負担の月額に定める額の〈 〉内の額
(注) 10円未満の端数は切り捨てる。	
4 月途中入退園に伴う利用者負担額については、次の算式により得た額をその子どもの利用者負担額とする。 算式1(月途中入園の子どもの場合) この表の世帯の階層区分によって定まる子どもの利用者負担の月額×その月の月途中入園日からの開園日数(20日を超える場合は20日)÷20日 (注) 10円未満の端数は切り捨てる。 算式2(月途中退園の子どもの場合) この表の世帯の階層区分によって定まる子どもの利用者負担の月額×その月の月途中退園日の前日までの開園日数(20日を超える場合は20日)÷20日 (注) 10円未満の端数は切り捨てる。	

2 特定教育・保育(保育に限る。)、又は特定地域型保育(特別利用地域型保育を除く。)を受けたときの利用者負担の額

各月初日において保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担の月額(単位 円)		
階層区分	定義	3歳未満の子ども	3歳の子ども	4歳以上の子ども
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0		0
B	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあっては、前年度分。以下同じ。)の市町村民税非課税世帯	2,420 (1,210) 〈0〉		1,620 (810) 〈0〉
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税される世帯	9,800 (4,900) 〈0〉		6,620 (3,310) 〈0〉
D1	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その所得割課税額が次の区分に該当する世帯	5,000円未満	12,870 (6,430) 〈0〉	9,360 (4,680) 〈0〉
D2		5,000円以上 48,600円未満	14,260 (7,130) 〈0〉	10,840 (5,420) 〈0〉
D3		48,600円以上 97,000円未満	17,910 (8,950) 〈0〉	14,260 (7,130) 〈0〉
D4		97,000円以上 145,000円未満	19,880 (9,940) 〈0〉	16,180 (8,090) 〈0〉

D 5	145,000円以上 169,000円未満	25,350 (12,670) 〈0〉	22,270 (11,130) 〈0〉
D 6	169,000円以上 193,000円未満	30,000 (15,000) 〈0〉	27,000 (13,500) 〈0〉
D 7	193,000円以上 217,000円未満	34,850 (17,420) 〈0〉	32,190 (16,090) 〈0〉
D 8	217,000円以上 241,000円未満	40,000 (20,000) 〈0〉	32,870 (16,430) 〈0〉
D 9	241,000円以上 301,000円未満	44,500 (22,250) 〈0〉	32,870 (16,430) 〈0〉
D10	301,000円以上 397,000円未満	56,160 (28,080) 〈0〉	32,870 (16,430) 〈0〉
D11	397,000円以上	61,960 (30,980) 〈0〉	32,870 (16,430) 〈0〉

備考

<p>1 この表における子どもの年齢計算については、子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日として行うものとし、その年齢は、当該年度中に限り変更しないものとする。</p> <p>2 子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる利用者負担額とする。</p> <p>① 「母子世帯等」…女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準じる父子の世帯</p> <p>② 「在宅障害児(者)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯</p> <p>ア 身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ 特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者</p> <p>③ 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、町長が認めた世帯</p>			
階層区分	利用者負担の月額 (単位 円)		
	3歳未満の子ども	3歳の子ども	4歳以上の子ども
B階層	0	0	0
<p>3 同一世帯において小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、特定教育・保育施設又は特定地域型保育等を受けたときにおいて、次表の第1欄に掲げる子どもは、第2欄により計算して得た額をその子どもの利用者負担額とする。</p>			
第1欄		第2欄	
ア 年長者(該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。)		利用者負担の月額に定める額	

イ ア以外の子どものうち、年長者(該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	利用者負担の月額に定める額の( )内の額
ウ 上記以外の子ども	利用者負担の月額に定める額の〈 〉内の額
(注) 10円未満の端数は切り捨てる。	
<p>4 月途中入退園に伴う利用者負担額については、次の算式により得た額をその子どもの利用者負担額とする。</p> <p>算式1(月途中入園の子どもの場合) この表の世帯の階層及びその子どもの年齢の区分によって定まる子どもの利用者負担の月額×その月の月途中入園日からの開園日数(25日を超える場合は25日)÷25日 (注) 10円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>算式2(月途中退園の子どもの場合) この表の世帯の階層及びその子どもの年齢の区分によって定まる子どもの利用者負担の月額×その月の月途中退園日の前日までの開園日数(25日を超える場合は25日)÷25日 (注) 10円未満の端数は切り捨てる。</p>	

## 説 明

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行による児童福祉法の改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関して必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものである。

## 議案第18号

士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例案

士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

### 目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）

第3章 運営に関する基準（第7条—第31条）

第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第32条—第34条）

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第35条）

第6章 雑則（第36条）

### 附則

#### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

（用語の意義及び字句の意味）

第2条 この条例で使用する用語の意義及び字句の意味は、法で使用する用語の意義及び意味によるものとする。

（指定介護予防支援事業者の資格）

第3条 法第115条の22第2項第1号の条例で定めるものは法人とし、次の各号のいずれにも該当する者ではないこと。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 暴力団関係事業者（士幌町暴力団排除条例（平成25年条例第4号）第2条第3号に規定する暴力団関係事業者をいう。）

（基本方針）

第4条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

## 第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

（管理者）

第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

### 第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供し



ようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定介護予防支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

(要支援認定の申請に係る援助)

第11条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（同条第1項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。
- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第4条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第16条 指定介護予防支援事業者は、毎月、町（法第53条第7項において読み替えて準用する第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、

当該国民健康保険団体連合会) に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、町（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付）

第17条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する町への通知）

第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第19条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保)

第21条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務についてはこの限りでない。

3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第22条 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第23条 指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第25条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第26条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第27条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第28条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等（第6項において「指定介護予防支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を町に報告しなければならない。

5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第29条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第30条 指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第31条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第33条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

イ 第33条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第33条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第33条第15号に規定する評価の結果の記録

オ 第33条第16号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第18条に規定する町への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

#### 第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防支援の基本取扱方針)

第32条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

## エ 健康管理

- (7) 担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関



する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。

(14) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(15) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置づけた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。

(16) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(17) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要支援認定を受けている利用者が要支援更新認定を受けた場合

イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

(18) 第3号から第13号までの規定は、第14号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(19) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

- (20) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。
- (22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。
- (23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (24) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。
- (25) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (26) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にもその趣旨（同条第1項の規定による指定に係る介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。
- (27) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指

定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

- (28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(介護予防支援の提供に当たっての留意点)

第34条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すのではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。
- (2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。
- (3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。
- (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- (5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- (6) 地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
- (7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。
- (8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

## 第5章 基準該当介護予防支援に関する基準

(準用)

第35条 第4条及び第2章から前章（第28条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第35条において準用する第20条」と、第13条中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（法第58条第1項に規定

する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。) が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。) 」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

## 第6章 雑則

### (委任)

第36条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 説 明

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるため、条例を制定するものである。

## 議案第19号

### 士幌町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例案

#### 士幌町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準について定めるものとする。

(基本方針)

第2条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、士幌町地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第4号に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(人員に係る基準及び員数)

第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に、一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の各号に定めるところによることができる。

- (1) おおむね1,000人未満 前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
- (2) おおむね1,000人以上2,000人未満 前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）

(3) おおむね2,000人以上3,000人未満 専らその職務に従事する常勤の前項1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 説 明

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に伴い、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものである。

## 議案第20号

### 士幌町公民館条例の全部を改正する条例案

#### 士幌町公民館設置条例

士幌町公民館条例（昭和57条例第18号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、公民館を設置する。

（名称及び位置）

第2条 公民館の名称及び位置は、別表1のとおりとする。

（活動区域及び活動組織）

第3条 公民館の活動区域に関する事項は、教育委員会がこれを定める。

2 公民館活動を円滑に推進するため、地区公民館に公民館活動推進委員会等の活動組織を置く。

（職員）

第4条 公民館に館長を置き、その他必要な職員を置くことができる。

（公民館運営審議会）

第5条 法第29条第1項の規定に基づき、士幌町公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は18人以内とし、その選出区分は次のとおりとする。

(1) 士幌町に住所を有する学識経験者

(2) 公民館活動推進委員会等の活動組織の代表者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（使用の許可）

第6条 公民館を使用する者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の許可に際し、使用の制限その他必要な条件を付することができる。

（使用料）

第7条 公民館の使用料の額は、別表2のとおりとする。

2 前項の使用料は、前納するものとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 前納された使用料は還付しない。ただし、使用者の責に帰することのできない理由により使用することができなくなったときは、その全部又は一部を還付することがある。

(使用料の減免)

第8条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、教育委員会規則の定めるところにより使用料を減免することができる。

(開館時間)

第9条 公民館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を延長し、又は短縮することができる。

(休館日)

第10条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(1) 毎週火曜日

(2) 12月31日から翌年の1月5日まで

(使用制限)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。

(2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第23条の規定に反すると認めるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になると認められるとき。

(4) 施設及びその敷地内において、営利を目的とした行為を行うとき。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があるとき。

(使用の停止又は取消)

第12条 使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、教育委員会は使用の条件を新たに付し、若しくはこれを変更し、使用の停止又は許可を取り消すことができる。

(1) 条例、その他これに基づく規則、規程又は命令に違反したとき。

(2) 使用の許可条件に違反したとき。

(3) その他教育委員会において必要があると認めるとき。

(使用者の義務)

第13条 公民館の利用者は、その利用について次の義務を負う。

(1) 使用の許可条件に従い、規律ある利用をすること。

(2) 使用中は、火災その他の事故防止並びに施設の保全に注意を払うこと。



(3) 使用上特別な施設をし、又は既設の施設に特殊な物品を持ち込み若しくは既設の設備機器等を持ち出ししようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けること。

(4) 使用を終えたとき又は停止若しくは変更を言い渡されたときは、直ちに設備を現状に復し、これを教育委員会に返還すること。

(5) その他教育委員会の指示に従うこと。

(損害賠償)

第14条 使用者は、公民館の建物、付属設備、備付物品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(適用除外)

第15条 士幌町中央公民館の使用については、前9条の規定は適用せず、士幌町総合研修センター設置条例（平成 年条例第 号）の定めるところによる。

2 士幌町上居辺地区公民館、士幌町北中地区公民館及び士幌町市街中町公民館については、前9条の規定は適用せず、当該施設を設置した者の定めるところによる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

## 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

### 別表1

#### 1 中央公民館

名 称	位 置
士幌町中央公民館	士幌町字士幌幹線167番地 (士幌町総合研修センター)

#### 2 地区公民館

名 称	位 置
士幌町中士幌地区公民館	士幌町字中士幌西2線80番地
士幌町佐倉地区公民館	士幌町字士幌東7線132番地 (佐倉交流センター)
士幌町士幌南地区公民館	士幌町字士幌西2線148番地 (士幌南地区集落センター)
士幌町士幌北地区公民館	士幌町字士幌西2線178番地 (士幌北地区集落センター)
士幌町上居辺地区公民館	士幌町字士幌東7線173番地

	(上居辺総合地域施設)
士幌町下居辺地区公民館	士幌町字下居辺西 2 線134番地 (下居辺地区集落センター)
士幌町北中地区公民館	士幌町字上音更西 4 線181番地 (中音更地区交流促進センター)
士幌町新田地区公民館	士幌町字上音更西12線17番地 (新田集落センター)
士幌町西上地区公民館	士幌町字上音更西 3 線227番地 (西上地区集落センター)
士幌町市街北町公民館	士幌町字士幌西 2 線 171 番地 (士幌町環境改善センター)
士幌町市街中町公民館	士幌町字士幌西 2 線162番地 (複合施設タウンプラザ)
士幌町市街南町公民館	士幌町字士幌228番地
士幌町市街西町公民館	士幌町字士幌幹西 1 線169番地 (南百戸団地集会施設)

## 別表 2

### 1 各室使用料

室名	9時～17時	17時～9時	新生活運動によらない結婚祝賀会	
			9時～17時	17時～9時
大会議室	2,000円	2,500円	4,000円	5,000円
小会議室	400円	500円	800円	1,000円
和室	500円	600円	1,000円	1,200円

### 2 燃料使用料

区分	単位呼称	金額
石油ストーブ	1時間につき	200円

## 説 明

公民館の名称を通称名に改めるとともに、条文を整理するため、条例の全部を改正するものである。

## 議案第21号

### 士幌町総合研修センター設置条例の全部を改正する条例案

#### 士幌町総合研修センター設置条例の全部を改正する条例

士幌町総合研修センター設置条例（平成6年条例第4号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 町民の生涯にわたる多様な学習要求に対して、健全にして社会性豊かな町民意識の涵養と教育文化の向上並びに生涯学習社会の実現をめざすことを目的として、士幌町総合研修センター（以下「総合研修センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 総合研修センターの名称及び位置は次のとおりとする。

- (1) 名称 士幌町総合研修センター
- (2) 位置 河東郡士幌町字士幌幹線167番地

（構成施設）

第3条 総合研修センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) すこやか体育館
- (2) したしみ図書館
- (3) ふるさと資料館
- (4) ふれあいホール
- (5) さわやか工房
- (6) その他学習施設等

（施設の管理運営）

第4条 総合研修センターの管理運営は、教育委員会が行う。

（使用の許可）

第5条 総合研修センターを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の許可に際し、使用の制限その他必要な条件を付することができる。

（使用料）

第6条 総合研修センターの使用料の額は、別表のとおりとする。

2 前項の使用料は、前納するものとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 前納された使用料は還付しない。ただし、使用者の責に帰することのできない理由により使用することができなくなったときは、その全部又は一部を還付すること

がある。

(使用料の減免)

第7条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、教育委員会規則の定めるところにより使用料を減免することができる。

(開館時間)

第8条 総合研修センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を延長し、又は短縮することができる。

(休館日)

第9条 総合研修センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は休館日以外の日を開館しないことができる。

(1) 毎週火曜日

(2) 12月31日から翌年の1月5日まで

(使用制限)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれのあるとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になると認められるとき。

(3) 施設及びその敷地内において、営利を目的とした行為を行うとき。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(4) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があるとき。

(使用の停止又は取消)

第11条 使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、教育委員会は使用の条件を新たに付し、若しくはこれを変更し、使用を停止又は許可を取り消すことができる。

(1) 条例、その他これに基づく規則、規程又は命令に違反したとき。

(2) 使用の許可条件に違反したとき。

(3) その他教育委員会において必要があると認めるとき。

(使用者の義務)

第12条 総合研修センターの利用者は、その使用について次の義務を負う。

(1) 使用の許可条件に従い、規律ある使用をすること。

(2) 使用中は、火災その他の事故防止並びに施設の保全に注意を払うこと。

(3) 使用上特別な施設をし、又は既設の施設に特殊な物品を持ち込み若しくは既設の設備機器等を持ち出ししようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けること。

(4) 使用を終えたとき又は停止若しくは変更を言い渡されたときは、直ちに設備を原状に復し、これを教育委員会に返還すること。

(5) その他教育委員会の指示に従うこと。

(損害賠償)

第13条 使用者は、総合研修センターの建物、付属設備、備付物品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

## 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 別表

### 1 基本使用料

部屋名	日中	夜間	摘要
ふれあいホール	3,400円	3,800円	1 金額は1時間当たりの単価とする。 2 日中とは9時から17時まで、夜間とは17時から22時までをいう。
和室	400円	600円	
クッキングルーム	500円	700円	
会議室	300円	400円	
音楽室	400円	500円	
視聴覚室	600円	800円	
パソコン室	300円	400円	
石工室	300円	400円	
木工室	400円	500円	
陶芸室	500円	600円	
アリーナ(全面)	4,000円	5,000円	
アリーナ(半面)	2,000円	2,500円	
武道館	2,000円	2,200円	
研修室	300円	400円	
ふるさと資料館	無料	無料	

### 2 特別使用料

(1) 入場料を徴収する場合の使用料は、基本使用料に次の区分による割合を加算した額とする。なお、入場料等の額が2種以上定められている場合は、その最高額を基準として使用料を算定する。

① 501円以上2,000円まで 50%

② 2,001円以上4,000円まで 100%

③ 4,001円以上 150%

④ 興行的使用の場合 500%

(2) 暖房、冷房を使用する場合は、使用料の30%を加算する。

### 3 付属設備使用料

① グランドピアノ 5,000円

② エレクトーン 2,000円

③ 照明装置 6,000円

④ 音響装置 6,000円

⑤ カラオケ装置 2,000円

⑥ 金屏風 2,000円

⑦ 反射板 2,000円

## 説 明

アリーナの使用料の額を引き下げるとともに、条例を整理するため、条例の全部を改正するものである。

## 議案第22号

士幌町学校給食センター設置条例の全部を改正する条例案

士幌町学校給食センター設置条例の全部を改正する条例

士幌町学校給食センター設置条例（平成12年条例第100号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、士幌町学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 士幌町学校給食センター

(2) 位置 士幌町字士幌西2線164番地

（職員）

第3条 給食センターに、所長その他必要な職員を置く。

（学校給食費）

第4条 給食センターが供給する給食の学校給食費は、別表に定めるとおりとする。

（運営委員会）

第5条 教育委員会の諮問に応じ、学校給食に関する重要な事項及び給食センターの適正かつ円滑な運営について審議するため、給食センター運営委員会を置く。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表

区 分	金 額
小学校児童	1人1日当たり200円
中学校生徒	1人1日当たり240円
小学校教職員等	1人1日当たり250円
中学校教職員等	1人1日当たり290円

説 明

学校給食費を改定するとともに、条文を整理するため、条例の全部を改正するものである。なお、学校給食費の改定については、平成26年度からの消費税率引き上げ及び材料費の高騰により1人1日当たり20円引き上げするが、児童・生徒の学校給食費は、負担の軽減を図るため1人1日当たり50円減額しようとするものである。

士幌町教育支援委員会設置条例の全部を改正する条例案

士幌町教育支援委員会設置条例の全部を改正する条例

士幌町教育支援委員会設置条例（平成12年条例第99号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 教育上特別な配慮を要する幼児、児童及び生徒の教育の充実を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、士幌町教育支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、教育上特別な配慮を要する幼児、児童及び生徒に対する適正な教育支援に必要な事項について調査、審査、相談その他教育委員会が必要と認める事項を行う。

（組織）

第3条 委員会は、16名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 特別支援教育関係の教職員

(2) 関係行政機関の職員

(3) 学識経験者

(4) その他教育委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後最初の委員会は、教育委員会が招集する。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決すると



ころによる。

(専門部会)

第7条 第2条に規定する調査及び相談を行うため必要があるときは、委員会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。

3 専門部会は、調査及び相談の経過又は結果を委員会に報告するものとする。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

## 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 説 明

教育支援の対象は、これまで「児童」及び「生徒」としていたが、幼保連携型認定こども園等との接続連携を図るため「幼児」を対象に加えるとともに、条文を整理するため、条例の全部を改正するものである。

## 議案第24号

### 士幌町食品加工研修センター設置条例の全部を改正する条例案

#### 士幌町食品加工研修センター設置条例の全部を改正する条例

士幌町食品加工研修センター設置条例（平成16年条例第5号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 農畜産物加工品に対する消費者等の理解を深め、農業の振興と農村の活性化を図るため、食品加工の研修・教育・研究及び付加価値が高い個性豊かな風味あふれる特産品の開発・製造・販売を行うことを目的として、士幌町食品加工研修センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称、愛称及び位置）

第2条 センターの名称、愛称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 士幌町食品加工研修センター
- (2) 愛称 食工房パレット
- (3) 位置 士幌町字上音更21番地

（施設の管理運営）

第3条 センターの管理運営は、教育委員会が行う。

（職員）

第4条 センターに、所長その他必要な職員を置く。

（事業）

第5条 センターは次の事業を行う。

- (1) 食品加工研修及び体験
- (2) 農畜産物の加工品の製造・販売
- (3) 特産品の開発研究
- (4) 加工品の分析・検査
- (5) 食品加工の教育
- (6) その他センターが必要とする事業

（使用の許可）

第6条 センターを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項により許可をする場合は、条件を付することができる。

（使用の制限等）

第7条 教育委員会は使用目的等が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を拒み、退去を命じ、若しくは使用の制限をし、又は許可の取消しをすることができる。

きる。

- (1) 営業を目的とする使用と認められるとき。
- (2) 建物、付属設備、備付物品等を損傷又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 他の使用者に悪影響を及ぼすと認められるとき。
- (4) 施設の管理又は公益上不相当と認められるとき。

(使用料)

第8条 使用者は、研修終了後速やかに次の各号に掲げる使用料を合算した額を納入しなければならない。

- (1) 基本使用料 1人1日当たり400円（ただし、11月から3月までの期間にあつては500円とする。）
- (2) 加工室使用料 別表に定める額
- (3) 衛生用品使用料 1人1日当たり600円
- (4) 原材料使用料 教育委員会が定める額

2 本町の住民が使用する場合における前項第1号及び第2号の使用料は、当分の間、当該使用料の額に5割を乗じた額とする。

(使用料の減免)

第9条 公共又は公共的な使用及びその他教育委員会が特に必要があると認めるときは、教育委員会規則の定めるところにより使用料を減免することができる。

(損害賠償)

第10条 使用者は、センターの建物、付属設備、備付物品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用者の責任)

第11条 センターの利用に起因する使用者の傷害又は損害については、すべて使用者がその責任を負わなければならない。

(特許権の帰属)

第12条 センターの業務に携わる職員が開発研究に係わって生じた新しい技術・特許権・商標登録等については、すべて土幌町に帰属する。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表

加工品目		単位	加工室使用料
乳製品	チーズ類製造	1 工程あたり	2,000円
	アイスクリーム類製造		
	ヨーグルト類製造		
農産物	パン・菓子類製造	1 工程あたり	4,000円
	レトルトパウチ類製造		
肉製品	ソーセージ類製造	1 工程あたり	6,000円
	ハム・ベーコン類製造		
その他	研究的研修等を主体とした加工室使用	1 人 1 日あたり	1,000円

備考 1 工程とは、加工品が完成するまでの一連の工程とする。

説 明

士幌町食品加工研修センターは、設置当初から町長が事務委任を行い教育委員会で管理運営を行ってきたが、教育委員会の機関として位置付けするとともに、条文を整理するため、条例の全部を改正するものである。

## 議案第25号

### 教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例の全部を改正する条例案

#### 教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例

教育長の勤務時間その他勤務条件に関する条例（昭和32年条例第7号）の全部を改正する。

#### （目的）

第1条 この条例は、教育長の勤務時間その他の勤務条件及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （勤務時間その他の勤務条件）

第2条 教育長の勤務時間その他の勤務条件は、一般職職員の例による。

#### （職務に専念する義務の免除）

第3条 教育長は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に掲げるものを除くほか、教育委員会が定める場合

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 説 明

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長の職務に専念する義務の特例を定めるとともに、条文を整理するため、条例の全部を改正するものである。

議案第26号

教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例)

第1条 教育長の給与に関する条例(昭和46年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条中「教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第17条第2項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項」に改める。

(土幌町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例)

第2条 土幌町特別職報酬等審議会条例(昭和46年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中「副町長」を「副町長及び教育長」に改める。

(土幌町議会委員会条例の一部を改正する条例)

第3条 土幌町議会委員会条例(昭和62年条例第12号の1)の一部を次のように改正する。

第18条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

(報酬に関する条例の一部を改正する条例)

第4条 報酬に関する条例(昭和31年条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表中

教育委員会	委員長	月額 56,000円
	委員長職務代理者	月額 40,000円
	委員	月額 36,000円

を

「教育委員会委員 月額 36,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

説 明

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長が一般職から特別職に、教育委員会の代表が委員長から教育長に改正されるため、関係条例の一部を改正するものである。

## 議案第27号

士幌町屋内ゲートボール場の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する  
条例案

士幌町屋内ゲートボール場の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する  
条例

士幌町屋内ゲートボール場の設置及び管理運営に関する条例(平成元年条例第35号)  
の一部を次のように改正する。

題名中「運営」を削る。

第1条中「を図る」を「とスポーツ、レクリエーション活動の普及振興を図る」に  
改める。

第3条中「午後9時」を「午後6時」に改め、「特に」を削り、「認めた」を「認  
める」に改める。

第5条の見出し及び同条中「管理・運営」を「管理運営」に改め、同条中「士幌町  
教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

第6条中「認めた」を「認める」に改める。

第8条第1項第3号中「認めた」を「認める」に改め、同条第3項中「教育長」を  
「教育委員会」に改める。

第10条第5号中「又は付属施設をき損」を「、付属設備、備付物品等を損傷」に改  
める。

第12条中「又は附属設備をき損し、若しくは」を「、付属設備、備付物品等を損傷  
し、又は」に改め、「教育委員会の定めるところにより、」を削り、「教育委員会」を  
「町長」に、「認めた」を「認める」に改める。

第13条を次のように改める。

(使用料)

第13条 ゲートボール場の使用料は、無料とする。

第14条を削り、第15条を第14条とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

説 明

土幌町屋内ゲートボール場の使用料を無料にするとともに、条文を整理するため、条例を改正するものである。



## 議案第28号

士幌町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
士幌町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例（平成8年条例第2号）の一部  
を次のように改正する。

第1条の見出しを「(設置)」に改め、同条中「レクリエーション」を「レクリエーション」に改める。

第2条中「位置は」を「位置は、」に改める。

第3条中「末日」の次に「まで」を加え、「教育長が必要と認めたときは」を「教育委員会が必要と認めるときは、」に改める。

第4条の見出し中「施設の」を削り、同条中「(以下「委員会」という。)」を削り、「管理する」を「行う」に改める。

第5条を次のように改める。

(使用料)

第5条 パークゴルフ場の使用料は、無料とする。

第6条を削り、第7条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(損害賠償)

第7条 使用者は、パークゴルフ場の建物、付属設備、備付物品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

説 明

しほろ清流パークゴルフ場の使用料を無料にするとともに、条文を整理するため、条例を改正するものである。

議案第29号

士幌町環境改善センター設置条例等の一部を改正する条例案

士幌町環境改善センター設置条例等の一部を改正する条例

(士幌町環境改善センター設置条例の一部を改正する条例)

第1条 士幌町環境改善センター設置条例（昭和54条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「町に」を「士幌町」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

(管理運営)

第3条 センターの管理運営は、教育委員会が行う。

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が認めるときは、これを繰り上げ又は繰り下げることができる。

第5条中「町長」を「あらかじめ教育委員会」に改める。

第6条を次のように改める。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

第7条を削る。

(新田集落センター設置条例の一部を改正する条例)

第2条 新田集落センター設置条例（昭和54条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 農業近代化の推進と農村における社会活動に対応するために必要な実技研修及び集会を地区農業者が行うことを目的として、新田地区に集落センター（以下「センター」という。）を設置する。

第2条の見出し中「および場所」を「及び位置」に、同条中「および位置は」を「及び位置は、」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

(管理運営)

第3条 センターの管理運営は、教育委員会が行う。

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が認めるときは、これを繰り上げ又は繰り下げることができる。

第5条中「町長または管理人」を「教育委員会」に改める。

第6条を次のように改める。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

第7条を削る。

(佐倉交流センター設置条例の一部を改正する条例)

第3条 佐倉交流センター設置条例（平成9年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(設置)」に改め、同条中「、協議・研修並びに」を「協議、研修及び」に、「また」を「、また」に、「交流センター」を「センター」に改める。

第2条中「交流センター」を「センター」に、「位置は」を「位置は、」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

(管理運営)

第3条 センターの管理運営は、教育委員会が行う。

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育

委員会が認めるときは、これを繰り上げ又は繰り下げることができる。

第5条中「施設」を「センター」に、「町長」を「教育委員会」に改める。

第6条を削る。

第7条中「町長」を「教育委員会」に改め、同条を第6条とする。

(伝統農業保存伝承館設置条例の一部を改正する条例)

第4条 伝統農業保存伝承館設置条例（平成9年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(設置)」に改め、同条中「はかるとともに」を「図るとともに、」に、「ひろく」を「広く」に、「「伝統農業保存伝承館」」を「伝統農業保存伝承館」に改める。

第2条中「位置は」を「位置は、」に改める。

第3条から第5条までを次のように改める。

(管理運営)

第3条 伝承館の管理運営は、教育委員会が行う。

2 伝承館の管理運営について必要があると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

(開館時間)

第4条 伝承館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が認めるときは、これを繰り上げ又は繰り下げることができる。

(休館日)

第5条 伝承館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 11月1日から翌年の4月30日まで
- (2) 前号に規定する日を除く毎週火曜日
- (3) その他教育委員会が必要と認める日

第6条中「施設」を「伝承館」に、「町長」を「教育委員会」に改める。

第7条中「使用料は」を「伝承館の使用料は、」に改める。

第8条中「町長」を「教育委員会」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

#### 説 明

士幌町環境改善センター、新田集落センター、佐倉交流センター及び伝統農業保存伝承館の管理運営を教育委員会に委任するとともに、条文を整理するため、条例を改正するものである。

## 議案第30号

### 士幌町開拓史料館「美濃の家」設置条例の一部を改正する条例案

#### 士幌町開拓史料館「美濃の家」設置条例の一部を改正する条例

士幌町開拓史料館「美濃の家」設置条例（平成11年条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 士幌町開拓史料館美濃の家設置条例

第1条の見出しを「(設置)」に改め、同条中「はかる」を「図る」に、「士幌町開拓史料館」を「士幌町開拓史料館美濃の家（以下「美濃の家」という。）」に改める。

第2条中「名称及び位置は」を「美濃の家の名称及び位置は、」に改め、同条第1号中「(以下「美濃の家」という。）」を削る。

第3条の見出し中「施設の」を削り、同条中「管理運営は士幌町教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「管理運営は、教育委員会」に改め、同条に次の1項を加える。

2 美濃の家の管理運営について必要があると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

第4条から第6条までを次のように改める。

#### (使用手続)

第4条 美濃の家を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

#### (使用制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、美濃の家の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 美濃の家の管理運営に支障があるとき。
- (3) その他教育委員会が必要があると認めるとき。

#### (損害賠償)

第6条 使用者は、美濃の家の建物、付属設備、備付物品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由が

あると認めるときは、この限りでない。

第7条中「使用料は」を「美濃の家の使用料は、」に改める。

第8条中「この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は」を「この条例の施行に関し必要な事項は、」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

#### 説 明

美濃の家の管理運営を委託することができる規定を追加するとともに、条例を整理するため、条例を改正するものである。

議案第31号

士幌高等学校寄宿舎設置条例の一部を改正する条例案

士幌高等学校寄宿舎設置条例の一部を改正する条例

士幌高等学校寄宿舎設置条例（平成17年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「士幌高等学校寄宿舎「高原寮」」を「士幌高等学校寄宿舎高原寮」に改める。

第4条を次のように改める。

（管理運営）

第4条 寄宿舎の管理運営は、教育委員会が行う。

第6条中「使用料は、別表により定める」を「使用料の額は、別表のとおりとする」に改める。

第7条及び第8条中「寄宿舎使用料」を「寄宿舎の使用料」に、「納付」を「納入」に改める。

第8条中「寄宿舎賄料及び宿泊実習料」を「寄宿舎賄使用料」に改める。

第9条を次のように改める。

（損害賠償）

第9条 使用者が寄宿舎の建物、付属設備、備付物品等を損傷し、又は滅失したときは、使用者及びその保護者はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

別表を次のように改める。

別表

区 分	使用料
寄宿舎使用料	5月から10月まで 月額1,000円 11月から翌年の4月まで 月額2,000円
寄宿舎賄使用料	月額28,000円
短期寄宿舎使用料	教育委員会が定める額



## 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 説 明

士幌高等学校生徒の宿泊実習時の食事代に係る使用料として「宿泊実習料」を規定していたが、現在は寄宿舍としての利用を休止し食事の提供をしていないため、使用料の名称を「短期寄宿舍使用料」に、使用料の額を教育委員会が定める額に改めるとともに、条文を整理するため、条例を改正するものである。

議案第32号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

士幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

士幌町道路占用料徴収条例（昭和 29 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中の「100 分の 105」を「100 分の 108」に改める。

第 2 条中の別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

（単価：円）

該当条・ 項・号	占用物件	占用料	
		単位	単価
法第 32 条 第 1 項第 1 号に掲げる 工作物	第 1 種電柱	1 本につき	310
	第 2 種電柱	1 年	480
	第 3 種電柱		650
	第 1 種電話柱		280
	第 2 種電話柱		450
	第 3 種電話柱		620
	その他の柱類		28
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 m に つき 1 年
	地下に設ける電線その他の線類	2	
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	270
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 ㎡につき 1 年	170
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆 電話所	1 個につき 1 年	560
	郵便差出箱及び信書便差出箱		240
	広告塔	表示面積 1 ㎡につき 1 年	760

	その他のもの		占用面積 1 ㎡につき 1 年	560
法第 32 条 第 1 項第 2 号に掲げる 物件	外径が 0.07m 未満のもの		長さ 1 m に つき 1 年	12
	外径が 0.07m 以上 0.1m 未満のもの			17
	外径が 0.1m 以上 0.15m 未満のもの			25
	外径が 0.15m 以上 0.2m 未満のもの			34
	外径が 0.2m 以上 0.3m 未満のもの			50
	外径が 0.3m 以上 0.4m 未満のもの			67
	外径が 0.4m 以上 0.7m 未満のもの			120
	外径が 0.7m 以上 1.0m 未満のもの			170
	外径が 1.0m 以上のもの			340
法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設			占用面積 1	560
法第 32 条 第 1 項第 5 号に掲げる 施設	地下街及び 地下室	階数が 1 のもの	㎡につき 1 年	A に 0.004 を乗 じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 0.007 を乗 じて得た額
		階数が 3 以上のもの		A に 0.008 を乗 じて得た額
	上空に設ける通路			380
	地下に設ける通路			230
	その他のもの			560
	法第 32 条 第 1 項第 6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的 に設けるもの		占用面積 1 ㎡につき 1 日
その他のもの		占用面積 1 ㎡につき 1 月	76	
道路法施行 令(昭和 27 年政令第 479 号。以 下「政令」	看板(アーチ であるもの を除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1 ㎡につき 1 月	76

という。)第 7条第1号 に掲げる物 件	その他のもの		表示面積 1 ㎡につき 1 年	760	
	標識		1本につき 1年	450	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際 し、一時的に設けるもの	1本につき 1日	8	
		その他のもの	1本につき 1月	76	
	幕（政令 第7条第 4号に掲 げる工事 用施設で あるもの を除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際 し、一時的に設けるもの	その面積 1 ㎡につき 1 日	8	
		その他のもの	その面積 1 ㎡につき 1 月	76	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき	760	
		その他のもの	1月	380	
	政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積 1 ㎡につき 1 年	560
	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積 1 ㎡につき 1 月	76

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電

話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地（政令第7条第8号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合は、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。ただし、その時価が前年度の当該時価に1.2を乗じて得た額（以下「調整時価」という。）を越える場合には、調整時価をAとする。
- 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

## 附 則

（施行期日）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 説 明

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例を改正するものである。

## 議案第33号

### 士幌町介護保険条例の一部を改正する条例案

#### 士幌町介護保険条例の一部を改正する条例

士幌町介護保険条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第1号中「28,800円」を「30,600円」に改め、同条第2号中「28,800円」を「45,900円」に改め、同条第3号中「43,200円」を「45,900円」に改め、同条第4号中「57,600円」を「55,080円」に改め、同条第5号中「72,000円」を「61,200円」に改め、同条第6号中「86,400円」を「73,440円」に改め、同条に次の3号を加える。

- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 79,560円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 91,800円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 104,040円

第4条第3項中「及びハ、」を「若しくはニ、」に、「又は第5号ロ」を「、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロ」に、「から第5号」を「から第8号」に改める。

第13条第2項中「発付」を「発布」に改める。

附則に次の1条を加える。

（改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）  
第6条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。

2 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。

3 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。

4 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、

平成 27 年 4 月 1 日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うものとする。

#### 附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

第 2 条 新条例の規定は、平成 27 年度以後の年度分の保険料から適用し、平成 26 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

#### 説 明

第 6 期介護保険事業計画に基づく保険料の改定及び介護保険法の改正に伴う条文を整理するため、条例を改正するものである。

## 議案第34号

### 士幌町農業共済条例の一部を改正する条例案

#### 士幌町農業共済条例の一部を改正する条例

士幌町農業共済条例（平成14年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項各号中「災害」を「共済事故」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、北海道十勝総合振興局長の認可のあった日から施行する。

## 説 明

共済事業を行う市町村の模範条例の基準の改正に伴い、条例を改正するものである。



## 議案第35号

### 士幌町学童保育所条例の一部を改正する条例案

#### 士幌町学童保育所条例の一部を改正する条例

士幌町学童保育所条例（平成元年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「下校後保護者が」を「保護者が昼間」に改め、「第3学年」を「第6学年」に改める。

第3条（見出しを含む）中「保育の実施」を「保育の利用」に改める。

第4条中「下校後保護者等が」を「保護者が昼間」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。  
（士幌町課設置条例の一部改正）
- 2 士幌町課設置条例（平成15年条例第5号）の一部を次のように改正する。  
第2条中「学童保育の実施」を「学童保育の利用」に改める。

#### 説 明

子ども・子育て支援関連3法の施行に伴う児童福祉法の改正により、条例を改正するものである。

## 議案第36号

### 士幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

#### 士幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

士幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例(平成2年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号を次のように改める。

#### (3) 削除

第7条の見出し中「額」を「範囲等」に改め、同条第1項中「一部負担金、基本利用料」を「基本利用料」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、士幌町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定により助成を受けることができる乳幼児等については、同条例の規定の適用を優先し、同条例の規定により助成を受けた額を医療費から控除して得た額を助成の額の算定対象とする。

第8条の見出し中「助成の方法」を「現物給付による助成」に改め、同条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

#### (償還払いによる助成)

第8条の2 町長は、特に必要があると認めたとき又は現物給付で負担した一部負担金については、前条の規定にかかわらず別に定める手続により、助成する額を保護者に支払うことができる。ただし、保護者からの助成申請に基づき行う場合の申請期間については、医療を受けた日の属する月の末日から起算して2年以内とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 改正後の士幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の医療費の助成から適用し、施行日前の医療費の助成については、なお従前の例による。

#### 説 明

医療費の自己負担分を中学生まで全員全額助成とするよう、条例を改正するものである。

## 議案第37号

### 士幌町行政手続条例の一部を改正する条例案

#### 士幌町行政手続条例の一部を改正する条例

士幌町行政手続条例（平成10年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第3条第2項において法第2章から第5章までの規定を適用しないこととされた」を「第46条の規定の趣旨にのっとり、」に改める。

第2条第4号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第7号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第8号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第4条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第1号イ中「名あて人」を「名宛人」に、「はく奪」を「剥奪」に改め、同条第2項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項及び第2項、第15条第1項及び第3項、第22条第3項並びに第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第34条の次に次の1条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときはこの限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導を

しなければならない。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(士幌町町税条例の一部改正)

2 士幌町町税条例（昭和43年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第2項中、「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

## 説 明

行政手続法の改正に伴い、条例を改正するものである。

議案第 38 号

士幌町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

士幌町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 12 年条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 を次のように改める。

別表 1（第 15 条関係）

一般廃棄物の処理手数料

区 分				金 額
家 庭 系	燃やせるごみ	規則で定める指定容器 1 枚	5 リットル	15 円
			10 リットル	30 円
			20 リットル	60 円
			30 リットル	90 円
			45 リットル	120 円
	燃やせないごみ	規則で定める指定容器 1 枚	10 リットル	30 円
			20 リットル	60 円
			30 リットル	90 円
			45 リットル	120 円
	大型ごみ	大型ごみ(1 個)ごみ処理シール	1 枚	200 円
事 業 系	燃やせるごみ	規則で定める指定容器 1 枚	5 リットル	15 円
			10 リットル	30 円
			20 リットル	60 円
			30 リットル	90 円
			45 リットル	120 円
	燃やせないごみ	規則で定める指定容器 1 枚	10 リットル	30 円
			20 リットル	60 円
			30 リットル	90 円
			45 リットル	120 円
	大型ごみ	大型ごみ(1 個)ごみ処理シール	1 枚	200 円

町長の指定する施設に自ら搬入した一般廃棄物を処理するとき	10キログラムにつき 家庭系ごみ処理券 1枚 120円 事業系ごみ処理券 1枚 120円 (10キログラム未満の端数が生じたときは切り上げる)
------------------------------	--

附 則

この条例は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

説 明

新たに燃やせるごみ指定容器 5 リットルの処理手数料を定めるため、条例を改正するものである。

## 議案第 39 号

士幌町地域活動支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町地域活動支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
士幌町地域活動支援センター設置及び管理に関する条例（平成 21 年条例 36 号）の一部  
を次のように改正する。

第 1 条中「第 5 条第 21 項」を「第 5 条第 25 項」に改める。

第 2 条第 2 号中「士幌町字士幌西 2 線 161 番地 116」を「士幌町字士幌西 2 線 171 番地」  
に改める。

第 6 条第 4 号を次のように改める。

(4) 法第 22 条第 8 項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者

### 附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 説 明

施設の移転及び引用法改正に伴う条文整理のため、条例を改正するものである。



## 議案第 40 号

士幌町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例

士幌町議会の議決すべき事件に関する条例（平成 23 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 1 号を第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

- (1) 本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 説 明

議会の議決を経て策定するとした基本構想について、地方自治法の改正により廃止されたことから、議会の議決を求める議決案件として定めるため、条例を改正するものである。

## 議案第 41 号

士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

本則（第 84 条第 7 項、第 85 条第 3 項、第 86 条、第 193 条第 10 項、第 194 条第 2 項、第 195 条及び第 203 条第 1 項を除く。）中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、「、当該管理者は」を削る。

第 8 条第 2 項ただし書中「又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第 5 条第 2 項のサービス提供責任者」を削り、同条第 5 項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一敷地内」を加え、「併設されている」を「ある」に改め、同項第 5 号中「第 84 条第 6 項第 1 号」を「第 84 条第 6 項」に改め、同項第 6 号中「第 84 条第 6 項第 2 号」を「第 84 条第 6 項」に改め、同項第 7 号中「第 84 条第 6 項第 3 号」を「第 84 条第 6 項」に改める。

第 25 条第 2 項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第 34 条第 2 項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サ

ービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第 44 条第 1 項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」を「従業者」へ改める。

第 60 条第 1 項中「夜間対応型訪問介護従業者」を「従業者」へ改める。

第 62 条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第 65 条第 4 項中「前 3 項」を「第 1 項から第 3 項まで」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

第 67 条第 1 項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第 8 条第 19 項又は法第 8 条の 2 第 15 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第 2 項中「指定居宅サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定地域密着型介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「介護保険施設」の次に「（法第 8 条第 24 項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」を加える。

第 80 条の次に次の 1 条を加える。

（事故発生時の対応）

第 80 条の 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第 65 条第 4 項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第 1 項及び第 2 項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第 81 条第 1 項中「認知症対応型通所介護従業者」を「従業者」へ改め、同条第 2 項第 5 号中「次条において準用する第 42 条第 2 項」を「前条第 2 項」に改める。

第 82 条中「、第 42 条」を削る。

第 84 条第 6 項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に、「当該小規模多機能型居宅介護従業者」を「同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第 84 条第 7 項中「指定複合型サービス事業者（第 193 条第 1 項に規定する指定複合

型サービス事業者をいう。)」を「指定看護小規模多機能型事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第10項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第85条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「職務を含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第87条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第93条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第108条中「第84条第6項各号」を「第84条第6項」に改める。

第109条第1項中「小規模多機能型居宅介護従業者」を「従業者」に改める。

第115条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一つの事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第 123 条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第 137 条を次のように改める。

#### 第 137 条 削除

第 150 条第 1 項中「地域密着型特定施設従業者」を「従業者」へ改め、同条第 2 項第 9 号を削る。

第 153 条第 4 項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第 8 項第 1 号及び第 17 項、第 154 条第 1 項第 6 号並びに第 182 条第 1 項第 3 号において同じ。）」を加え、同条第 8 項第 1 号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第 12 項中「指定介護予防サービス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）」に改め、同条第 13 項中「若しくは指定介護予防サービス等基準第 97 条第 1 項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条に次の 1 項を加える。

17 第 1 項第 1 号の医師及び同項第 6 号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあつて、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1 以上（入所者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 を標準とする。）とする。

第 154 条第 1 項第 6 号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第 178 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(7) 次条において準用する第 107 条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第 182 条第 1 項第 3 号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第 9 章 複合型サービス」を「第 9 章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第 192 条中「以下「指定複合型サービス」」を「施行規則第 17 条の 10 に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」」に改める。

第 193 条第 1 項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「指定複合型サービス事業を」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「行う複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第 6 項中「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第 10 項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第 195 条の見出し中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）」を加える。

第 196 条第 1 項中「25 人」を「29 人」に改め、同条第 2 項第 1 号中「15 人」の次に「（登録定員が 25 人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第 197 条第 1 項及び第 3 項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第 198 条の見出し及び同条第 1 項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第 2 項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第 199 条の見出し中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスは」を「指定看護小規模多機能型居宅介護は」に改める。

第 202 条第 1 項及び第 203 条第 2 項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第 203 条第 1 項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス従業者」を「従業者」へ改める。

第 204 条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「第 84 条第 6 項各号」を「第 84 条第 6 項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

#### 説 明

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正等に伴い、条例を改正するものである。



## 議案第 42 号

士幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

士幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

士幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

本則中「、当該管理者は」を削る。

第 9 条第 4 項中「前 3 項」を「第 1 項から第 3 項まで」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

第 10 条第 1 項中「第 46 条第 6 項第 2 号」及び「第 46 条第 6 項第 3 号」を「第 46 条第 6 項」に改める。

第 11 条第 1 項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第 8 条第 19 項又は法第 8 条の 2 第 15 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第 2 項中「第 46 条第 6 項第 4 号」を「第 46 条第 6 項」に「同条第 7 項」を「第 46 条第 7 項」に改める。

第 39 条に次の 1 項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第 7 条第 4 項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第 1 項及び第 2 項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第 42 条第 1 項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」を「従業者」に改める。

第 46 条第 6 項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に、「当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」を「同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第 46 条第 7 項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第 8 項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第 10 項ただし書中「第 6 項各号」を「第 6 項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第 47 条第 1 項ただし書中「前条第 6 項各号」を「前条第 6 項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「職務を含む。）」の次に「若しくは法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第 3 項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス基準条例第 195 条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第 49 条第 1 項中「25 人」を「29 人」に改め、同条第 2 項第 1 号中「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「登録定員が 25 人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第 65 条中「第 46 条第 6 項各号」を「第 46 条第 6 項」に改める。

第 66 条第 1 項中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」を「従業者」に改める。

第 67 条中「及び第 33 条から第 40 条まで」を「、第 33 条から第 38 条まで、第 39 条（第 4 項を除く。）及び第 40 条」に改める。

第 68 条第 2 項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第 72 条中「第 8 条の 2 第 17 項」を「第 8 条の 2 第 15 項」に改める。

第 76 条第 1 項に次のただし書きを加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一つの事業所における共同生活住居の数を 3 とすることができる。

第 88 条中「第 38 条から第 40 条まで」を「第 38 条、第 39 条（第 4 項を除く。）、第 40 条」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

#### 説 明

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正等に伴い、条例を改正するものである。

## 議案第43号

### 教育委員会教育長の任命について

士幌町教育委員会教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 士幌町字中士幌西2線74番地

氏 名 堀江 博文

生年月日 昭和32年2月18日

### 説 明

教育委員会において教育長に任命されていた教育委員会委員堀江博文氏が平成27年3月31日をもって辞職することに伴い、同人を新制度の教育長として任命するため、議会の同意を求めるものである。

議案第44号

教育委員会委員の任命について

士幌町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 士幌町字士幌幹西1線169番地30

氏 名 山下 詩子

生年月日 昭和41年1月14日

説 明

教育委員会委員力石憲二氏が平成27年3月31日をもって辞職することに伴い、後任者を任命するため、議会の同意を求めるものである。

議案第 45 号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

住 所 河東郡士幌町字士幌西 2 線 1 7 1 番地 2 3

氏 名 土 生 明 美

生年月日 昭和 2 8 年 1 1 月 1 9 日生

説 明

固定資産評価審査委員会委員の任期満了により、議会の同意を得ようとするものである。

議案第46号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

住 所 河東郡士幌町字士幌西3線158番地75

氏 名 嶋田 美代子

生年月日 昭和25年9月29日生

説 明

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものである。

議案第 47 号

平成27年度土幌町一般会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成27年度土幌町一般会計予算を、別案のとおり提出する。



議案第48号

平成27年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成27年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第49号

平成27年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成27年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第50号

平成27年度土幌町介護保険事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成27年度土幌町介護保険事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第51号

平成27年度土幌町介護サービス事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成27年度土幌町介護サービス事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第52号

平成27年度士幌町簡易水道事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成27年度士幌町簡易水道事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第53号

平成27年度士幌町公共下水道事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成27年度士幌町公共下水道事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第54号

平成27年度士幌町農業共済事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成27年度士幌町農業共済事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第55号

平成27年度土幌町国民健康保険病院事業会計予算

地方公営企業法第24条第2項の規定により、平成27年度土幌町国民健康保険病院事業会計予算を、別案のとおり提出する。